



事業主の皆様へ

令和2年度から

仕事と子育ての両立を支援する事業 が新たにスタートします!



労働者が出産後も離職することなく仕事と育児を両立して働き続けることができる職場環境の整備を促進します。

対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

子育てしやすい職場づくりを促進する奨励金が新たに創設されます

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

NEW

支給要件

- ・労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
（例）サービス業の会社（従業員数100人）のA事業所（40人）は対象、B事業所（60人）は対象外となります
- ・次のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子育てをしている（小学6年以下の子どもがいる）労働者の一定の利用実績があること
 - ア 時間単位の有給休暇制度
 - イ 短時間勤務制度
- 【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】



事業者への支給額

10万円 / 1制度導入 上限額：20万円
※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

出産後の職場復帰奨励金制度が変わります

＜令和2年4月1日以降に産前休業の取得を開始した場合＞新制度が適用されます

NEW

支給要件

- ・労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
（例）サービス業の会社（従業員数100人）のA事業所（40人）は対象、B事業所（60人）は対象外となります
- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3か月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

事業者への支給額

- ①労働者30人未満の事業所 20万円 / 人（新規支給事業所の1人目のみ）
10万円 / 人（上記以外）
- ②労働者30～50人未満の事業所 10万円 / 人

＜令和2年3月31日までに産前休業の取得を開始した場合＞既存の制度が適用されます

支給要件

- ・労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
（例）サービス業の会社（従業員数100人）のA事業所（40人）は対象、B事業所（60人）は対象外となります
- ・産前産後休業又は育児休業を取得した労働者を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

事業者への支給額

- 出産後復職した労働者の休業期間が
- ①育児休業17か月以上 40万円 / 人
 - ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円 / 人
 - ③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円 / 人



詳細は新年度に島根県ホームページにてお伝えします。

【当事業に関するお問合せ先】

令和2年3月31日までのお問合せ先

▶▶ 島根県商工労働部雇用政策課 TEL.0852-22-6560

令和2年4月1日からのお問合せ先

▶▶ 島根県政策企画局女性活躍推進課 TEL.0852-22-5245